

紀の国森づくり基金活用事業（森林公的管理）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、貴重な自然生態系を持つ森林及び景観保全上重要な森林を保全するため、その森林（土地及び立木竹）を買い上げる市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、貴重な森林を保全する目的で市町村が次に掲げる森林を買い上げる事業とする。

- （1） 貴重な自然生態系を持つ森林及び景観保全上重要な森林であって、将来にわたり保全管理する必要があるもの
- （2） 法令等によって立木の伐採を禁じられている重要な森林であって、将来にわたり保全管理する必要があるもの
- （3） その他保全すべき重要な森林として知事が認める森林

（交付の対象経費及び補助率）

第3条 補助対象事業における補助対象経費は前条に掲げる森林の購入費（事務費を除く。）とし、補助率は10分の10以内とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を交付額の上限とする。

- （1） 土地 買上対象となる土地については、別に定める方法により評価算定した額に補助率を乗じて得た額
- （2） 立木竹 買上対象となる土地にある立木竹については、別に定める方法により評価算定した額に補助率を乗じて得た額

（交付申請の添付書類の様式等）

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

- （1） 土地等買上明細書（別記第1号様式）
- （2） 収支予算書（別記第2号様式）
- （3） 買上対象地が貴重な森林であることを証明する研究及び調査報告書（景観、地形、地質、植生、動物の生息状況等）
- （4） 緊急に買い上げなければ保護が図れない理由を記載した書類
- （5） 買上地の登記簿謄本
- （6） 土地所有者との売買契約書又は仮契約書の写し
- （7） 土地等の買上価格決定調書
- （8） 土地所有者からの土地買上申出書の写し
- （9） 近接地域の状況が判別できる拡大図面及び実測図
- （10） 事業に係る歳入歳出予算（見込み）書の写し
- （11） その他知事が必要と認めるもの

(交付の条件)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、財産管理台帳（付属図書を含む。）を備え、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記第3号様式）と補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更の承認)

第6条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第4号様式）に第4条各号に掲げる書類に準ずる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更交付を申請しようとする場合には、この変更承認申請書の提出を省略することができる。

(補助金の変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に第4条各号に掲げる書類に準ずる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 土地等買上実績書（別記第6号様式）

(2) 収支決算書（別記第7号様式）

(3) 支出証拠書類（支出決議書等の写し）

(4) 買上地所有権移転登記後の登記簿謄本

(5) 事業に係る歳入歳出決算（見込み）書

(6) その他知事が必要と認めるもの

(書類の経由)

第9条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業地を所管する振興局長を経由しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 1月13日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱による改正前の別記第4号及び別記第5号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。